

農業用機械施設補助の整理合理化について

〔 5 7 予 第 4 0 1 号 〕
昭和 5 7 年 4 月 5 日
農林水産事務次官依命通知

改正 昭和60年4月5日60予第283号
改正 昭和62年5月20日62予第387号
改正 平成5年3月31日5予第184号
改正 平成9年4月1日9予第216号
最終改正 平成14年4月1日13予第535号

昨今、行財政の合理化、効率化の見地から補助金等の整理合理化について強い要請があり、農業助成についても、補助金等の整理、統合・メニュー化、補助内容の見直し・重点化等が求められている。また、行政においても、昭和56年8月25日に「行財政改革に関する当面の基本方針」が閣議決定され、その中において補助金等の整理合理化の方向が示されたところである。

このような状況に対処するため、農林水産省においては、昭和57年度予算において補助金等を大幅に統合・メニュー化する等補助金等についての見直しを行ってきたところであるが、この度その一環として、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点からより一層の整理合理化と補助対象の明確化を図ることとし、下記の通り補助対象とする範囲の基準を定めたので、御了知の上、趣旨の徹底と事業の円滑な遂行に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、各補助事業の実施要領等に、農業用機械設備の補助についてはこの通達による旨を規定することとされたので、留意されたい。

これと関連して、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金のうち農業用機械施設に対する融資枠を増加することとされたので、申し添える。

また、この通達の制定に伴い、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和54年4月3日付け54予第265号農林水産大臣官房長通達）は廃止したので、御了知ありたい。

おって、貴管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

記

- 1 農業用機械のうち、トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。その他の農業用機械については、地域における普及度等を考慮して対象作目等ごとに関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限り補助対象とする。
- 2 農業用施設のうち、温室、畜舎、サイロ、果樹棚等の個別経営になじむ施設については、補助対象としない。ただし、当該施設が実験展示又はモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるもので、関係局庁の長が別に定める共同利用施設に限り補助対象とする。
- 3 1及び2にかかわらず、農用地造成により創出された大規模経営に係る機械施設及び公共育成牧場に係る共同利用の機械施設は、補助対象とする。
- 4 1及び2にかかわらず、地域による機械施設の普及度等を考慮し、次の事業に係る共同利用機械施設は、補助対象とする。
 - (1) 沖縄、南西諸島対策事業
 - (2) 活動火山対策事業
 - (3) アイヌ農林漁業対策事業

農業用機械施設の補助対象範囲の基準について

57農蚕第2503号

昭和57年4月5日

農林水産省構造改善局長
農林水産省農蚕園芸局長
農林水産省畜産局長
農林水産省食品流通局長
林野庁長官 通知

改正	昭和60年4月5日	60農蚕第	1949号
改正	昭和61年4月4日	61農蚕第	1950号
改正	昭和62年5月20日	62農蚕第	2838号
改正	昭和63年4月7日	63農蚕第	2012号
改正	平成元年5月29日	元農蚕第	2635号
改正	平成2年6月7日	2農蚕第	2245号
改正	平成4年4月9日	4農蚕第	2438号
改正	平成5年4月1日	5農蚕第	2394号
改正	平成6年4月1日	6農蚕第	1403号
改正	平成7年4月1日	7農蚕第	1233号
改正	平成8年4月1日	8農産第	1424号
改正	平成9年4月1日	9農産第	1401号
改正	平成11年4月1日	11農産第	915号
改正	平成12年4月1日	12農産第	1444号
改正	平成13年4月1日	12生産第	2162号
改正	平成14年4月1日	13生産第	10278号
改正	平成15年4月11日	15生産第	133号
改正	平成16年3月19日	15生産第	8017号
改正	平成16年4月1日	15生産第	8154号
改正	平成17年4月1日	16生産第	8146号
改正	平成18年3月31日	17生産第	8314号
最終改正	平成19年3月30日	18生産第	9049号

農業用機械施設補助については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。)により、補助対象とする範囲の基準が示されたところであるが、同通知の1の「別に定める共同利用機械」、2の「別に定める共同利用施設」については、下記のとおりとしたので、通知する。
なお、貴局管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

記

1 次官通知の記の1の「別に定める共同利用機械」について
次官通知の記の1において補助対象となる「別に定める共同利用機械」は、対象作物、対象地域ごとに別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、上記にかかわらず、農産物自由化関連対策等に係る共同利用機械にあつては、別表第1に掲げるもののほか、次のものを補助対象とする。

(1) 強い農業づくり交付金及び農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

- ア かんしよ掘取機
- イ かんしよつるきり機
- ウ ポテトプランター
- エ 雑用コンバイン
- オ 播種マルチ同時作業機(落花生の播種用に限る。)
- カ 落花生収穫機
- キ こんにやくいも植付機
- ク 走行式動力噴霧機(こんにやくいも用に限る。)
- ケ 弾丸暗渠機
- コ デイツチャー

サ テッターレーキ(北海道にあつては乗用トラクター用で、作業幅2.4メートル以上のチェーン型のもの、都府県にあつては乗用トラクター用で作業幅3.3メートル以上のロータリー型のもの以外のものに限る。)

シ ハレーキ(北海道にあつては乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のフィンガーホイール型のもの、都府県にあつては乗用トラクター用のものに限る。) ス 地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械
ただし、アからカまで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びびもを対象とした場合に限る。

(2) 強い農業づくり交付金

集落営農育成・確保緊急整備支援の取組を行う期間に限り、当該取組において事業実施主体が策定した「農業用機械の整理合理化計画」により導入することとされた農業用機械であつて、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)第5条の3第1項の導入計画により導入を促進することとされた特定高性能農業用機械

(3) 食の安全・安心確保交付金及び地域バイオマス利活用交付金

地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

(4) 農業・食品産業競争力強化支援事業

ア 未来志向型技術革新対策事業

(ア) 新需要創造対策事業

事業実施主体が掲げる目標達成のために必要と認める機械

(イ) 技術革新波及対策事業

- a 国提案型
対象事業ごとに別表第2に掲げる機械

- b 産地提案型
産地が掲げる目標達成のために必要と認める機械

イ 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

1の(1)のアからシまでの機械

ただし、アからカまで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びびもを対象とした場合に限る。

なお、格納庫については、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

2 次官通知の記の2の「別に定める共同利用施設」について

次官通知の記の2において補助対象となる「別に定める共同利用施設」は、次のア及びイに掲げるとおりとする。

ア 別表第3に掲げる共同利用施設

イ 農業・食品産業競争力強化支援事業の未来志向型技術革新対策事業の新需要創造対策事業及び技術革新波及対策事業の産地提案型にあっては、目標達成のため
に必要と認める施設

別表第1

対象作目等 農業用機械の種類	稲		麦		豆	
	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県
播種、定植用機械	※ 田植機（紙マルチ田植機で、複合作業機を含み、回転式植付機構を有し、乗用で、6条植以上のものに限る。） 水稻直播機（施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。）		施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）	施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）	施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）	施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）
収穫、調製用機械					豆用ピッカーローダー	
防除用機械等	※※ 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル（乗用型で、生育期間中の管理作業能力を有し、かつ田植作業アタッチメントの装着が可能なものに限る。） レーザ一均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザ一光線の受光により田面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）		※※ 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）			弾丸暗きよ機（複合作業機を含む。） 栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）

(注) 1) ※印の農業用機械については、都道府県段階の土地利用型農作物生産性向上指針等の生産性水準の目標に即して効率的な生産単位を育成する場合には限り補助対象とする。
 2) ※※印の農業用機械については、関係機関の濃密な指導の下に、当該機械を導入することにより、先進的技術の普及の拠点となる先導的なモデル地区を育成する場合に限り補助対象とする。
 3) 複合作業機とは、2以上の作業を1作業工程で行うことが可能な作業機をいう。